

(備考)

上記図は、市町村CSと機構を中心とした事務の流れである。図の「市区町村」は「津市」、「市区町村CS」(以下「市町村CS」という。)は、 「津市CS」、「都道府県」は「三重県」、「都道府県サーバ」は「三重県サーバ」を表している。

1. 本人確認情報の更新に関する事務

- 1-①住民より転入、転出、転居、出生、死亡等の届出等を受け付ける。
- 1-②市区町村の住民基本台帳システムを更新する。
- 1-③市区町村の住民基本台帳システムにて更新された住民情報を基に、市町村CSの本人確認情報を更新する。
- 1-④市町村CSにて更新された本人確認情報を当該都道府県の都道府県サーバに通知する。

2. 本人確認に関する事務

- 2-①住民より、住民票の写しの交付申請等、本人確認が必要となる申請を受け付ける。
- 2-23統合端末において、住民から提示された個人番号カードに記録された住民票コード(又は法令で定めた書類に記載された4情報)を送信し、市町村CSを通じて、全国サーバに対して本人確認を行う。
- 2-4全国サーバより、市町村CSを通じて、本人確認結果を受領する。

3. 個人番号カードを利用した転入(特例転入)

- 3-①転入手続を行う住民から提示された個人番号カードを利用して本人確認(「2. 本人確認」を参照)を行う。
- 3-②統合端末から、市町村CSを経由して転出地市区町村に対し転出証明書情報の送信依頼を行う。
- 3-③市町村CSにおいて転出地市区町村より転出証明書情報を受信する。
- 3-④既存住民基本台帳システムにおいて、市町村CSから転出証明書を受信し、転入処理を行う。
- 3-⑤市町村CSより、住民基本台帳システムから転入処理完了後に受け渡される転入通知情報を 転出地市区町村へ送信すると同時に、都道府県サーバへ本人確認情報の更新情報を送信する。
- 3-⑥転入処理完了後、個人番号カードの継続利用処理を行い、個人番号カード管理システムに対し、 個人番号管理情報の更新要求を行う。

4. 本人確認情報検索に関する事務

- 4-①4情報の組み合わせをキーワードとして、市町村CSの本人確認情報を検索する。
- ※検索対象者が自都道府県の住所地市区町村以外の場合は都道府県サーバ、他都道府県の場合は全国サーバに対して、それぞれ検索の要求を行う。

5. 機構への情報照会に係る事務

- 5-①機構に対し、個人番号又は4情報等をキーワードとした本人確認情報の照会を行う。
- 5-②機構より、当該個人の本人確認情報を受領する。

6. 本人確認情報整合に係る事務

- 6-①市町村CSより、都道府県サーバ及び全国サーバに対し、整合性確認用の本人確認情報を送付する。
- 6-②都道府県サーバ及び住基全国サーバにおいて、市町村CSより受信した整合性確認用の本人確認情報を用いて 保有する本人確認情報の整合性確認を行う。
- 6一③都道府県サーバ及び全国サーバより、市町村CSに対して整合性確認結果を通知する。

7. 送付先情報通知に関する事務

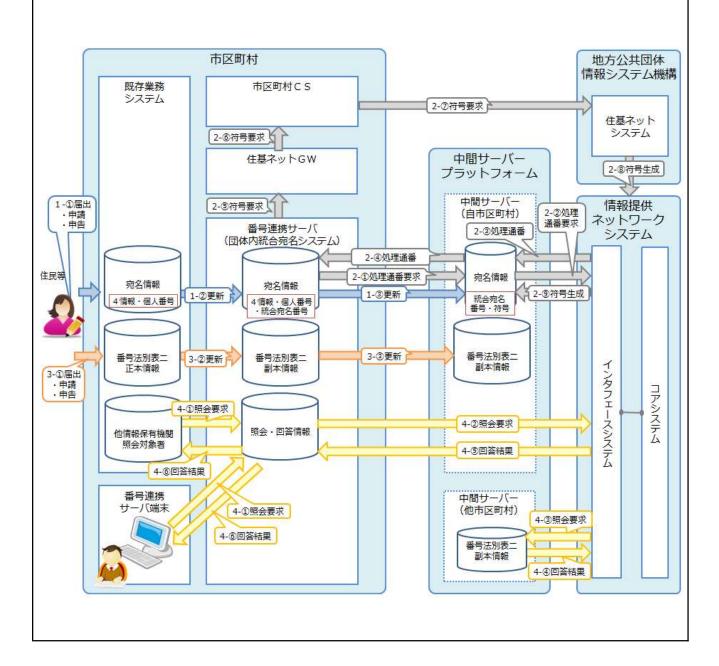
- 7-①住民基本台帳システムにより、当該市区町村における個人番号カードの交付対象者の送付先情報を抽出する。
- 7-②個人番号カード管理システムに対し、送付先情報を通知する。

8. 個人番号カード管理システムとの情報連携

8-①個人番号カード管理システムに対し、個人番号カードの交付、廃止、回収又は一時停止解除に係る情報や個人番号カードの返還情報等を連携する。

(別添1)事務の内容

津市が保有する特定個人情報の中間サーバーへの格納、中間サーバーから情報提供ネットワークへの連携の内容



(備考)

上記図は、特定の個人に関する津市が保有する情報を中間サーバーに格納し符号を付番する仕組みと、中間サーバーを通じ て情報提供ネットワークと連携する仕組みを記述したものである。図の「市区町村」は「津市」、「市区町村CS」は、「津市CS」を 表している。

1. 宛名情報の更新

- 1-①住民等からの申請・申告による届け出を受け付け、既存業務システムの宛名情報として更新する。
- 1-②自市区町村の番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)の宛名情報を更新する。
- 1-③自市区町村の中間サーバーの宛名情報を更新する。

2. 処理通番に基づく符号の生成

- 2-①自市区町村の番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)から、中間サーバーに対して、処理通番要求を行う。
- 2-②自市区町村の中間サーバーから、情報提供ネットワークシステムに対して、処理通番要求を行う。
- 2-③情報提供ネットワークシステムから、自市区町村の中間サーバーに対して、処理通番を提供する。
- 2-④自市区町村の中間サーバーから、番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)に対して、処理通番を提供する。
- 2-⑤自市区町村の番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)から、住基ネットGWシステムに対して、符号要求を行う。
- 2-⑥自市区町村の住基ネットGWシステムから、市区町村CSに対して、符号要求を行う。
- 2-⑦自市区町村の市区町村CSから、住基ネットシステムに対して、符号要求を行う。 2-⑧住基ネットシステムから、情報提供ネットワークシステムに対して、符号要求を行う。
- 2-⑨情報提供ネットワークシステムにて生成した符号について、自市区町村の中間サーバーに対して、提供する。

3. 番号法別表第2に基づく届出情報の更新

- 3-①住民等からの申請・申告による届け出を受け付け、既存業務システムの情報を更新し、正本情報として登録する。
- 3-②副本情報として、自市区町村の番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)を更新する。
- 3-③副本情報として、自市区町村の中間サーバーを更新する。

4. 特定個人情報の照会と回答

- 4-①自市区町村の既存業務システム内の他市町村が情報を保有する照会対象者について、番号連携サーバ(団体内統 合宛名システム)に対して、照会要求を行う。または番号連携サーバ端末を利用して、照会対象者の照会要求を行う。
- 4-②自市区町村の番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)の登録した照会情報に基づき、中間サーバーを介し、情報 提供ネットワークシステムに対して、照会要求を行う。
- 4-3情報提供ネットワークシステムから、他市区町村の中間サーバーに対して、照会要求を行う。
- 4-④他市区町村の中間サーバーから、情報提供ネットワークシステムに対して、回答結果を提供する。
- 4-⑤情報提供ネットワークシステムから、自市区町村の中間サーバーを介し、番号連携サーバ(団体内統合宛名システム) に対して、回答情報として提供する。
- 4-⑥自市区町村の番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)に登録された回答情報について、既存業務システムまたは 番号連携サーバ端末に対して、回答結果として連携を行う。